

視野を広げる

副会長 鈴木 敦士 (51期)

主な担当業務：財務、会費減免、会館、育英財団、憲法、民事司法改革、民訴、住宅紛争審査会、消費者、税務、厚生、労働法制、公益通報、多摩支部、合同図書館等



ある先輩から「君は昼行燈みたいな顔して、なにしているんだ」と言われたことがある。ぼーっとしていることが多いのだろう（それにしても、行燈には顔は書かれていないので、昼行燈みたいな顔ってどんな顔なんだろうと思う）。100円玉でも落ちていないかなと思って、下を向いて歩いていることが多いので、知り合いとすれ違って気づかないことが多い。決して、無視しているわけではないのでご容赦願いたい。加えて、本人は自覚していないが、視野検査の結果では、欠けている視野があるようで、眼圧を下げるべく点眼薬を常用している。受任事件も労働事件や消費者事件に偏っている。このように、私は、物理的にも、行動特性的にも視野が狭い。

ところで、各会派1人が労務担当副会長になることになっているが、期成会は1人しか副会長がいないので、自動的に労務担当副会長となる。主として労働者側で労働事件にかかわってきた者としては、まさか団体交渉の使用者側になるとは思っていなかったもので、新鮮な経験である。また、採用面接をしたことも新しい経験であった。これまで採用側で採用面接をした経験がなく、何を聞いたらよいものか困っていたが、他の副会長や事務局長・次長の質問を聞いて、なるほどと思うことは多かった。しかし、そんなこと聞かれても困るだろうと内心思ったこともある。むつみ会の美術展には全員作品を出展すること！と某副会長が言うので、大変困った。写真が楽だよといわれて写真を出すことにしたが、元来、写真が大嫌いで普段写真を撮らないので、8、9月は苦労した。これまで参加したことなかった弁護

士の行事にも参加することになるなど、副会長に就任すると、強制的に新しいことをさせられる。

副会長として財務を担当しているので、日々、伝票の決裁をしている。種々の会員に対する援助制度や弁護士紹介、外部法律相談などこんな制度があるのだと気づくことも多い。

さまざまな委員会を担当することで、あまりこれまで深く考えてこなかった分野について改めて考える機会を得ている。委員会によって、会からの諮問への対応、弁護士会の制度の運営、特定分野の研究、シンポジウムの開催や意見表明などの対外的活動など重点の置かれているところが違うので、運営の仕方もさまざまで、自分が属している委員会に取り入れてみたいと思うこともある。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための行動制限が緩和されてきたので、他会執行部との交流会、関連団体との懇談会などさまざまな行事が復活してきている。このような機会では、異なる場所、異なる分野で業務をされている弁護士とお話ができる。悩み事は案外共通していると安心することもあるが、自分があまりかかわってこなかった会務や弁護士としての業務分野のお話などを伺い、刺激になることも多い。会長や他の副会長の所作を見て学ぶことも多い。

このように、さまざま視野の広がる経験をさせてもらっており、副会長はお得だと思っている。これを読んでくださった読者はきっと副会長業務に関心があるはずなので、副会長やってみないかと声をかけられたらぜひ断らずに引き受けていただきたいと思う。